

(第15号議案)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案について

改正行政不服審査法の施行に伴い、規定整備が必要となる条例について下記のとおり改正する。

記

1 中野区職員の退職手当に関する条例(昭和32年中野区条例第1号)の一部改正(第1条関係)

(1) 改正内容

行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧法」という。)が行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新法」という。)に全部改正されたことに伴い、本条例において引用している当該法律番号及び条項番号に係る規定を整備する。(改正案第17条第4項)

(2) 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

(3) 新旧対照表

別紙1のとおり

2 中野区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例(昭和37年中野区条例第13号)の一部改正(第2条関係)

(1) 改正内容

旧法が新法に全部改正されたことに伴い、本条例において引用している当該法律番号及び条項番号その他所要の規定を整備する。(改正案第1条、第2条)

(2) 施行期日

平成28年4月1日から施行する。

(3) 新旧対照表

別紙2のとおり

3 中野区区政情報の公開に関する条例(昭和61年中野区条例第9号)の一部改正(第3条関係)

(1) 改正内容

① 不服申立ての類型が審査請求に一元化されたことに伴う用語の整理を行う。(改正案第13条第1項、同条第4項、第13条の2、第13条の3)

② 現在の中野区情報公開審査会(以下3において「審査会」という。)における不服申立てに係る調査審議に当たっては、情報公開請求の対象となっている情報を実際に確認の上審査を行い、また、関係者への意見聴取を行うなど、直接的・実質的な調査審議が行われている実態を踏ま

え、新法に基づく審理員による審理手続は適用しないことを定める。
(改正案第13条第2項)

- ③ 審査請求について、審査会への諮問を要しない場合の要件を新法と同様に整備する。(改正案第13条第3項)
- ④ 審査会の委員に心身の故障がある場合等、委員の罷免の要件を新法と同様に整備する。(改正案第15条第6項)
- ⑤ 審査会の委員の政治活動の制限について、新法と同様に整備する。(改正案第15条第8項)
- ⑥ 審査会に対し審査請求人等から意見陳述の申立てがあった場合における意見陳述の機会の付与について、新法と同様に整備する。(改正案第16条の2)
- ⑦ 審査請求人等からの審査会への意見書等の提出について、新法と同様に整備する。(改正案第16条の3)
- ⑧ 審査会に提出された資料に係る審査請求人等による閲覧、写しの交付等の請求について、新法と同様に整備する。(改正案第16条の4第1項から第3項まで)
- ⑨ ⑧の資料の写しの交付等に当たっての事務手数料は無料とすることを定める。ただし、その写しの作成等に要する費用は審査請求人等の負担とすることとし、当該審査請求人等が経済的困難等の理由がある場合には当該費用を免除することができることを定める。(改正案第16条の4第4項から第6項まで)
- ⑩ 審査会における数個の審査請求に係る事件の併合又は分離について、新法施行令と同様に整備する。(改正案第16条の5)
- ⑪ 審査会の審査請求に係る審査の手続は、非公開とすることについて定める。(改正案第16条の6)
- ⑫ 審査会の答申書の写しの審査請求人等への送付及びその内容の公表について、新法と同様に整備する。(改正案第16条の7)
- ⑬ その他所要の規定整備を行うものとする。

(2) 施行期日等

- ① 平成28年4月1日から施行する。
- ② 本条例の一部改正に係る経過措置を定める。

(3) 新旧対照表

別紙3のとおり

4 中野区個人情報保護に関する条例(平成2年中野区条例第2号)の一部改正(第4条関係)

(1) 改正内容

- ① 不服申立ての類型が審査請求に一元化されたことに伴う用語の整理を行う。(改正案第33条第1項、第33条第4項、第33条の2、第3

3条の3、第34条第1項)

- ② 現在の中野区個人情報保護審査会（以下4において「審査会」という。）における不服申立てに係る調査審議に当たっては、開示請求等の対象となっている情報を実際に確認の上審査を行い、また、関係者への意見聴取を行うなど、直接的・実質的な調査審議が行われている実態を踏まえ、新法に基づく審理員による審理手続は適用しないことを定める。

（改正案第33条第2項）

- ③ 審査請求について、審査会への諮問を要しない場合の要件を新法と同様に整備する。（改正案第33条第3項）

- ④ 審査会の委員に心身の故障がある場合等、委員の罷免の要件を新法と同様に整備する。（改正案第34条第6項）

- ⑤ 審査会の委員の政治活動の制限について、新法と同様に整備する。（改正案第34条第8項）

- ⑥ 審査会に対し審査請求人等から意見陳述の申立てがあった場合における意見陳述の機会の付与について、新法と同様に整備する。（改正案第35条の2）

- ⑦ 審査請求人等からの審査会への意見書等の提出について、新法と同様に整備する。（改正案第35条の3）

- ⑧ 審査会に提出された資料に係る審査請求人等による閲覧、写しの交付等の請求について、新法と同様に整備する。（改正案第35条の4第1項から第3項まで）

- ⑨ ⑧の資料の写しの交付等に当たっての事務手数料は無料とすることを定める。ただし、その写しの作成等に要する費用は審査請求人等の負担とすることとし、当該審査請求人等が経済的困難等の理由がある場合には当該費用を免除することができることを定める。（改正案第35条の4第4項から第6項まで）

- ⑩ 審査会における数個の審査請求に係る事件の併合又は分離について、新法施行令と同様に整備する。（改正案第35条の5）

- ⑪ 審査会の審査請求に係る審査の手続は、非公開とすることについて定める。（改正案第35条の6）

- ⑫ 審査会の答申書の写しの審査請求人等への送付及びその内容の公表について、新法と同様に整備する。（改正案第35条の7）

- ⑬ その他所要の規定整備を行うものとする。

(2) 施行期日等

- ① 平成28年4月1日から施行する。

- ② 本条例の一部改正に係る経過措置を定める。

(3) 新旧対照表

別紙4のとおり

5 中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例（平成2年中野区条例第35号）の一部改正（第5条関係）

(1) 改正内容

不服申立ての類型が審査請求に一元化されたことに伴う用語の整理を行う。（改正案第3条）

(2) 施行期日等

- ① 平成28年4月1日から施行する。
- ② 本条例の一部改正に係る経過措置を定める。

(3) 新旧対照表

別紙5のとおり

中野区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 1 6 条 (略) (退職手当の支払の差止め)	第 1 条～第 1 6 条 (略) (退職手当の支払の差止め)
第 1 7 条 (略)	第 1 7 条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の支払を 差し止める処分（以下「支払差止処分」という。） を受けた者は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律 第 6 8 号）第 1 8 条第 1 項本文に規定する期間が 経過した後においては、当該支払差止処分後の事 情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退 職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てる ことができる。	4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の支払を 差し止める処分（以下「支払差止処分」という。） を受けた者は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律 第 1 6 0 号）第 1 4 条第 1 項又は第 4 5 条に規定 する期間が経過した後においては、当該支払差止 処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分 を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを 申し立てることができる。
5～11 (略)	5～11 (略)
第 1 8 条～第 2 4 条 (略)	第 1 8 条～第 2 4 条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条～第 4 条 (略)

中野区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定に基づき、中野区の議会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を含む。）、区長（<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項に規定する審理員を含む。</u>）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は附属機関の求めにより出頭した者若しくは公聴会に参加した者（以下「参考人等」という。）に支給する費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。 (参考人等の範囲) 第2条 前条の参考人等とは、次に掲げる者をいう。 (1)・(2) (略) (3) 行政不服審査法 <u>第34条（同法第9条第3項において読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。）又は同法第81条第3項において準用する同法第74条</u>の規定により出頭を求めた参考人又は鑑定人 (4) 中野区区政情報の公開に関する条例（昭和61年中野区条例第9号）<u>第16条第3項</u>の規定により出席を求めた参考人 (5) 中野区個人情報の保護に関する条例（平成2年中野区条例第2号）<u>第35条第3項</u>の規定により出席を求めた参考人 (6) (略) 第3条・第4条 (略) 付 則 (略)	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定に基づき、中野区の議会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を含む。）、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は附属機関の求めにより出頭した者若しくは公聴会に参加した者（以下「参考人等」という。）に支給する費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。 (参考人等の範囲) 第2条 前条の参考人等とは、次に掲げる者をいう。 (1)・(2) (略) (3) 行政不服審査法 <u>（昭和37年法律第160号）第27条</u>の規定により出頭を求めた参考人又は鑑定人 (4) 中野区区政情報の公開に関する条例（昭和61年中野区条例第9号）<u>第15条第5項</u>の規定により出席を求めた参考人 (5) 中野区個人情報の保護に関する条例（平成2年中野区条例第2号）<u>第34条第5項</u>の規定により出席を求めた参考人 (6) (略) 第3条・第4条 (略) 付 則 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2条～第4条 (略)

中野区区政情報の公開に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次	目次
第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)	第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)
第 2 章 区政情報の公開手続 (第 7 条—第 1 2 条の 2)	第 2 章 区政情報の公開手続 (第 7 条—第 1 2 条の 2)
第 3 章 救済手続等 (第 1 3 条— <u>第 1 6 条の 7</u>)	第 3 章 救済手続等 (第 1 3 条— <u>第 1 6 条</u>)
第 4 章 雑則 (<u>第 1 6 条の 8</u> —第 1 9 条)	第 4 章 雑則 (<u>第 1 6 条の 2</u> —第 1 9 条)
附則	附則
第 1 章・第 2 章 (略)	第 1 章・第 2 章 (略)
第 3 章 救済手続等 (<u>審査請求</u>)	第 3 章 救済手続等 (<u>不服申立て</u>)
第 1 3 条 請求者は、 <u>実施機関がした第 1 0 条第 1 項の規定による請求情報の公開の可否の決定 (以下「公開決定等」という。)</u> 又は実施機関に対する <u>公開請求に係る不作為について</u> 不服があるときは、 <u>当該 実施機関に対し、審査請求</u> をすることができる。	第 1 3 条 請求者は、 <u>公開請求に対する実施機関の措置に 不服があるときは、実施機関に対し、行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号) の規定に基づき不服申立て</u> をすることができる。
2 <u>公開決定等又は前項の公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法 (平成 2 6 年法律第 6 8 号) 第 9 条第 1 項本文の規定は適用しない。</u>	2 <u>実施機関は、前項の規定による不服申立てがあつたときは、速やかに第 1 5 条第 1 項に規定する中野区情報公開審査会に諮問し、その意見を尊重して処理しなければならない。</u>
3 <u>実施機関は、公開決定等又は第 1 項の公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第 1 5 条第 1 項に規定する中野区情報公開審査会に諮問し、その意見を尊重して裁決をしなければならない。</u> (1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u> (2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る区政情報の全部を公開することとする場合 (当該区政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)</u>	3 <u>前 2 項 の規定は、第三者が 行政不服審査法の規定に基づき不服申立て</u> をする場合に準用する。 (諮問した旨の通知)
4 <u>前 3 項 の規定は、第三者が 審査請求</u> をする場合について 準用する。 (諮問をした旨の通知)	3 <u>前 2 項 の規定は、第三者が 行政不服審査法の規定に基づき不服申立て</u> をする場合に準用する。 (諮問した旨の通知)
第 1 3 条の 2 前条 <u>第 3 項</u> (同条 <u>第 4 項</u> において	第 1 3 条の 2 前条 <u>第 2 項</u> (同条 <u>第 3 項</u> において

準用する場合を含む。)の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 請求者(当該請求者が 審査請求人 又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る区政情報の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人 又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの 審査請求 を棄却する場合等における手続)

第13条の3 第12条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する 裁決 をする場合に ついで 準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの 審査請求 を却下し、又は棄却する 裁決

(2) 審査請求 に係る 公開決定等 (請求情報の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該 審査請求 に係る請求情報を公開する旨の 裁決 (第三者である参加人が当該請求情報(当該第三者に関する情報に限る。)の公開に反対する意思を表示している場合に限る。)

第14条 (略)

(審査会)

第15条 (略)

2 審査会の所掌事項は、次に掲げる とおりとする。

(1) 第13条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に よる諮問 その他実施機関から諮問のあつた事項について審査又は審議をすること。

(2) この条例の解釈及び運用について調査し、実施機関に勧告すること。

3 審査会の委員(以下単に「委員」という。)は、5人以内とし、地方自治、基本的人権等に関して

準用する場合を含む。)の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(1) 請求者(当該請求者が 不服申立人 又は参加人である場合を除く。)

(2) 第12条の2第3項の規定による 反対意見書を提出した第三者(当該第三者が 不服申立人 又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの 不服申立て を棄却する場合等における手続)

第13条の3 第12条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する 決定 をする場合に準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの 不服申立て を却下し、又は棄却する 決定

(2) 不服申立て に係る 第10条第1項の規定による決定 (請求情報の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該 決定 に係る請求情報を公開する旨の 決定 (第三者である参加人が当該請求情報(当該第三者に関する情報に限る。)の公開に反対する意思を表示している場合に限る。)

第14条 (略)

(審査会)

第15条 (略)

2 審査会の所掌事項は、次の とおりとする。

(1) 第13条の規定に 基づく不服申立て その他実施機関から諮問のあつた事項について審査又は審議をすること。

(2) この条例の解釈及び運用について調査し実施機関に勧告すること。

3 審査会は、前項第1号に規定する事項を処理するため必要と認めたときは、実施機関に対し、第

優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 区長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(審査会の権限)

第16条 審査会は、前条第2項第1号に規定する事項を処理するため必要と認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る区政情報の提出を求めることができる。この場合において、実施機関は、これを拒んではならない。

2 前項の場合において、何人も、審査会に対し、その提出された区政情報の公開を求めることができない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、前条第2項に規定する事項を処理するため必要と認めるときは、関係者及び参考人に対し、資料を提出し、又は意見聴取のため出席するよう求めることができる。

(意見の陳述)

第16条の2 審査会は、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）から申

10条第1項の請求情報の公開の可否の決定に係る区政情報の提出を求めることができる。この場合において、実施機関は、これを拒んではならない。

4 前項の場合において、何人も、審査会に対し、その提出された区政情報の公開を求めることができない。

5 第3項に定めるもののほか、審査会は、第2項に規定する事項を処理するため必要と認めたときは、関係者及び参考人に対し、資料を提出し、又は意見聴取のため出席するよう求めることができる。

6 審査会の委員は、5人以内とし、地方自治、基本的人権等に関し優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期等)

第16条 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第16条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第16条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第16条第3項及び前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した関係者若しくは参考人又は審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による写しの交付に係る事務手数料は、無料とする。

5 前項の規定にかかわらず、審査請求人又は参加人は、第1項の規定による写しの交付を受けると

<u>きは、実施機関が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u> <u>6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査請求人又は参加人が、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、同項の写しの作成に要する費用を免除することができる。</u> <u>(手続の併合又は分離)</u> <u>第16条の5 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件を分離することができる。</u> <u>2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を通知しなければならない。</u> <u>(審査手続の非公開)</u> <u>第16条の6 審査会が行う第13条第3項の規定による諮問に係る事項についての審査の手続は、公開しない。</u> <u>(答申書の送付等)</u> <u>第16条の7 審査会は、第13条第3項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u> 第4章 (略) <u>第16条の8 (略)</u> 第17条～第19条 (略) 附 則 (略)	第4章 (略) <u>第16条の2 (略)</u> 第17条～第19条 (略) 附 則 (略)
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(中野区区政情報の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の中野区区政情報の公開に関する条例（以下この条において「新条例」という。）の規定（新条例第15条第3項から第8項までを除く。）は、この条例の施行の日以後にされた中野区区政情報の公開に関する条例第7条第1項の規定による区政情報の公開請求（以下単に「公開請求」という。）に係る同条例第10条第1項の規定による請求情報の公開の可否の決定（以下「公開決定等」と

いう。)又は公開請求に係る実施機関の不作为についての審査請求について適用し、同日前にされた公開請求に係る公開決定等又は公開請求に係る実施機関の不作为についての不服申立てについては、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の中野区区政情報の公開に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第15条第6項の規定により中野区情報公開審査会の委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日に、新条例第15条第3項の規定により同審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第15条第4項本文の規定にかかわらず、同日における旧条例第15条第6項の規定により委嘱された同審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第3条・第4条 （略）

中野区個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次	目次
第1章 総則（第1条—第5条）	第1章 総則（第1条—第5条）
第2章 制度の運営（第6条—第9条）	第2章 制度の運営（第6条—第9条）
第3章 個人情報の収集及び管理（第10条—第15条）	第3章 個人情報の収集及び管理（第10条—第15条）
第4章 個人情報の利用（第16条—第21条）	第4章 個人情報の利用（第16条—第21条）
第5章 自己情報の開示等の請求（第22条—第32条の2）	第5章 自己情報の開示等の請求（第22条—第32条の2）
第6章 <u>救済手続等</u> （第33条— <u>第35条の7</u> ）	第6章 <u>救済手続</u> （第33条— <u>第35条</u> ）
第7章 雑則（第36条—第42条）	第7章 雑則（第36条—第42条）
第8章 罰則（第43条—第45条）	第8章 罰則（第43条—第45条）
附則	附則
第1章～第5章 （略）	第1章～第5章 （略）
第6章 <u>救済手続等</u> （ <u>審査請求</u> ）	第6章 <u>救済手続</u> （ <u>不服申立て</u> ）
第33条 開示等請求者は、 <u>実施機関がした第29条第1項の規定による開示等の請求に対する可否の決定（以下「開示等決定」という。）又は実施機関に対する開示等の請求に係る不作為</u> について不服があるときは、 <u>当該実施機関に対し、審査請求</u> をすることができる。	第33条 開示等請求者は、 <u>開示等の請求に対する実施機関の処分</u> について不服があるときは、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、実施機関に対し 不服申立て</u> をすることができる。
2 <u>開示等決定又は前項の開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は適用しない。</u>	2 <u>実施機関は、前項の不服申立てがあったときは、速やかに第34条の中野区個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して当該不服申立てについての決定をしなければならない。</u>
3 <u>実施機関は、開示等決定又は第1項の開示等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第34条第1項に規定する中野区個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して裁決をしなければならない。</u>	
(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u>	
(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合（当該自己情報の開示について反対意見</u>	

書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の削除をすることとする場合

(5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の目的外利用又は外部提供の中止をすることとする場合

(6) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己を本人とする特定個人情報の削除、利用の中止又は提供の中止をすることとする場合

4 前3項の規定は、第三者が審査請求をする場合に ついて 準用する。

(諮問をした旨の通知)

第33条の2 前条 第3項 (同条 第4項 において準用する場合を含む。)の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人 (行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示等請求者 (当該開示等請求者が 審査請求人 又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る自己情報の開示について 反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が 審査請求人 又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの 審査請求 を棄却する場合等における手続)

第33条の3 第32条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する 裁決 をする場合に ついて 準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの 審査請求 を却下し、又は棄却する 裁決

(2) 審査請求 に係る第29条第1項の規定によ

3 前2項の規定は、第三者が 行政不服審査法の規定に基づき不服申立て をする場合に準用する。

(諮問した旨の通知)

第33条の2 前条 第2項 (同条 第3項 において準用する場合を含む。)の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(1) 開示等請求者 (当該開示等請求者が 不服申立人 又は参加人である場合を除く。)

(2) 第32条の2第3項の規定による 反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が 不服申立人 又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの 不服申立て を棄却する場合等における手続)

第33条の3 第32条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する 決定 をする場合に準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの 不服申立て を却下し、又は棄却する 決定

(2) 不服申立て に係る第29条第1項の規定に

る決定（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該決定に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報（当該第三者に関する情報に限る。）の開示に反対する意思を表示している場合に限る。）

（審査会）

第34条 審査請求について審査するため、区長の附属機関として、中野区個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の審査を踏まえ、必要があると認めるときは、個人情報の保護に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

3 審査会の委員（以下単に「委員」という。）は、5人以内とし、個人情報の保護に関して優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 区長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（審査会の権限）

第35条 審査会は、前条第1項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、実施機関に対し、

よる決定（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該決定に係る個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該個人情報（当該第三者に関する情報に限る。）の開示に反対する意思を表示している場合に限る。）

（審査会）

第34条 第33条の不服申立てについて審査するため、区長の附属機関として、中野区個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の審査を踏まえ、必要があると認めるときは、個人情報の保護に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

3 審査会は、第1項の審査を行うに当たり、必要があると認めるときは、実施機関に対し、第29条第1項の規定による開示等の可否の決定に係る個人情報の提出を求めることができる。この場合において、実施機関は、これを拒んではならない。

4 前項の場合において、何人も、審査会に対し、その提出された個人情報の開示を求めることができない。

5 第3項に定めるもののほか、審査会は、第1項の審査に必要があると認めるときは、関係者及び参考人に対し、資料を提出し、又は意見聴取のため出席するよう求めることができる。

（審査会の委員）

第35条 審査会の委員は5人以内とし、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから区

開示等決定に係る個人情報の提出を求めることができる。この場合において、実施機関は、これを拒んではならない。

2 前項の場合において、何人も、審査会に対し、その提出された個人情報の開示を求めることができない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、前条第1項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、関係者及び参考人に対し、資料を提出し、又は意見聴取のため出席するよう求めることができる。

(意見の陳述)

第35条の2 審査会は、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第35条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第35条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第35条第3項及び前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三

長が委嘱する。

2 審査会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 審査会の委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した関係者若しくは参加人又は審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による写しの交付に係る事務手数料は、無料とする。

5 前項の規定にかかわらず、審査請求人又は参加人は、第1項の規定による写しの交付を受けるときは、実施機関が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査請求人又は参加人が、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、同項の写しの作成に要する費用を免除することができる。

(手続の併合又は分離)

第35条の5 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

(審査手続の非公開)

第35条の6 審査会が行う第33条第3項の規定による諮問に係る事項についての審査の手続は、公開しない。

<u>(答申書の送付等)</u> <u>第35条の7 審査会は、第33条第3項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u> 第7章・第8章 (略) 附 則 (略)	第7章・第8章 (略) 附 則 (略)
---	-----------------------------------

U

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2条 (略)

(中野区個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第4条の規定による改正後の中野区個人情報の保護に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（新条例第34条第3項から第8項までを除く。）は、この条例の施行の日以後にされた中野区個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定による開示等の請求に係る同条例第29条第1項の規定による開示等の請求に対する可否の決定又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、同日前にされた当該開示等の請求に対する可否の決定又は当該開示等に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に改正前の中野区個人情報の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第35条第1項の規定により中野区個人情報保護審査会の委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日、新条例第34条第3項の規定により同審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第34条第4項本文の規定にかかわらず、同日における旧条例第35条第1項の規定により委嘱された同審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第4条 (略)

中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略)	目次 (略)
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条・第 2 条 (略)	第 1 条・第 2 条 (略)
(申立ての範囲)	(申立ての範囲)
第 3 条 この条例により苦情を申し立てること（以下「申立て」という。）ができる事項は、実施機関が行う福祉サービスの個別の適用に関するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除く。	第 3 条 この条例により苦情を申し立てること（以下「申立て」という。）ができる事項は、実施機関が行う福祉サービスの個別の適用に関するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除く。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 現に <u>審査請求（再審査請求を含む。）</u> を行っている事項及び <u>当該審査請求</u> に対する裁決を経て確定している事項	(2) 現に <u>行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定による不服申立て</u> を行っている事項及び <u>不服申立て</u> に対する裁決 <u>又は決定</u> を経て確定している事項
(3) (略)	(3) (略)
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)
第 2 章～第 5 章 (略)	第 2 章～第 5 章 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条・第 3 条 (略)

(中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 第 5 条の規定による改正後の中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例第 3 条第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に審査請求（再審査請求を含む。）がなされた中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例第 2 条第 1 号に規定する福祉サービスに係る同条例第 3 条に規定する申立てについて適用し、同日前に行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定による不服申立てがなされた当該福祉サービスに係る申立てについては、なお従前の例による。